

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対

象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 総				名 出 細			
別紙様式第2号 (第21条第1項関係)							
第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表				第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表			
年 月 日作成 住 所				年 月 日作成 住 所			
年 月 日備付 労働金庫名				年 月 日備付 労働金庫名			
理 事 長 氏 名				理 事 長 氏 名			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円	(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		[略]				[同左]	
		リ ー ス 負 債				リ ー ス 負 債	
		[略]				[同左]	
有 形 固 定 資 産		[略]		有 形 固 定 資 産		[同左]	
[略]				[同左]			
使 用 権 資 産				リ ー ス 資 産			
[略]				[同左]			
無 形 固 定 資 産				無 形 固 定 資 産			
[略]				[同左]			
使 用 権 資 産				リ ー ス 資 産			
[略]				[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1. [同左]			
(1) [略]				(1) [同左]			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項				(2) [同左]			
[①～⑥ 略]				[①～⑥ 同左]			

〔判る。〕

⑦～⑪ 〔略〕

〔3〕・〔4〕 略

(5) 金融商品に関する事項

① 〔略〕

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔15〕 略

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ 〔同左〕

〔3〕・〔4〕 同左

(5) 〔同左〕

① 〔同左〕

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔7〕～〔15〕 同左

(16) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔17〕～〔26〕 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

別紙様式第3号（第21条第1項関係）

第	期	（	年	月	日から	）	損益計算書
		年	月	日まで			
年	月	日	作成	住	所		
年	月	日	備付	労働金庫名			
							理 事 長 氏 名

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. 〔略〕

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

〔17〕～〔26〕 同左〕

〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

別紙様式第3号（第21条第1項関係）

第	期	（	年	月	日から	）	損益計算書
		年	月	日まで			
年	月	日	作成	住	所		
年	月	日	備付	労働金庫名			
							理 事 長 氏 名

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10. ～12. 〔同左〕

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

51 項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。)、修正再表示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第 4 号 (第 21 条第 1 項関係)

第 期 (年 月 日 から 年 月 日まで) 附属明細書
作成 所
備付 住 賃 庫 名
理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却率 %
有形固定資産							
[略]							
使用権資産							
[略]							
[略]							
無形固定資産							
[略]							
使用権資産							
[略]							
[略]							

(記載上の注意)

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。)、修正再表示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第 4 号 (第 21 条第 1 項関係)

第 期 (年 月 日 から 年 月 日まで) 附属明細書
作成 所
備付 住 賃 庫 名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却率 %
有形固定資産							
[同左]							
リース資産							
[同左]							
[同左]							
無形固定資産							
[同左]							
リース資産							
[同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

- [1. ～3. 略]
- [(2)～(7) 略]
2. [略]

別紙様式第6号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
有 形 固 定 資 産		[略]	
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産			
[略]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

- (記載上の注意)
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]

- [1. ～3. 同左]
- [(2)～(7) 同左]
2. [同左]

別紙様式第6号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 負 債	
		[同左]	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

- (記載上の注意)
1. [同左]
- (1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑥ 略〕

〔削る。〕

⑦～⑩ 〔略〕

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(15) 略〕

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
- 労働金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔(17)～(26) 略〕

〔2. ～ 5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～ 9. 略〕

(2) 〔同左〕

〔①～⑥ 同左〕

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ 〔同左〕

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔(7)～(15) 同左〕

(16) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔(17)～(26) 同左〕

〔2. ～ 5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～ 9. 同左〕

別紙様式第7号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 損益計算書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名

【表略】

(記載上の注意)

【1. ～9. 略】

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. 【略】

15. 遡及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。)、修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第7号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 損益計算書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名

【同左】

(記載上の注意)

【1. ～9. 同左】

【加える。】

【加える。】

10. ～12. 【同左】

13. 遡及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。)、修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第8号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 附属明細書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名

理 事 長 氏名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期末帳 簿価額	減価償却 累計額	償 却 累計率 %
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[(2)～(7) 略]

2. [略]

別紙様式第9号 (第113条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

別紙様式第8号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 附属明細書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名

理 事 長 氏名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期末帳 簿価額	減価償却 累計額	償 却 累計率 %
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[(2)～(7) 同左]

2. [同左]

別紙様式第9号 (第113条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期（年 月 日から年 月 日まで） (労働金庫名) (所在地) 年 月 日	第 期（年 月 日から年 月 日まで） (労働金庫名) (所在地) 年 月 日
殿 (労働金庫名) (理事長) 氏 名	殿 (労働金庫名) (理事長) 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。	年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。
業 務 報 告 書 目 次	業 務 報 告 書 目 次
頁	頁
[第1～第5 略] (記載上の注意) [1. ～5. 略]	[第1～第5 同左] (記載上の注意) [1. ～5. 同左]
第 期（年 月 日から年 月 日まで） <u>第1 事業 概 況 書</u>	第 期（年 月 日から年 月 日まで） <u>第1 事業 概 況 書</u>
[1. ～9. 略] 10. 有形固定資産 [表略] (記載上の注意) [1. ・2. 略]	[1. ～9. 同左] 10. [同左] [同左] (記載上の注意) [1. ・2. 同左]
3. 貸借対照表における各科目の金額に <u>使用権資産</u> を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。	3. 貸借対照表における各科目の金額に <u>リース資産</u> を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。
[11. ～15. 略]	[11. ～15. 同左]
第 期末 年 月 日現在 <u>第2 貸 借 対 照 表</u> (労働金庫名)	第 期末 年 月 日現在 <u>第2 貸 借 対 照 表</u> (労働金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
[略]		[略] の 他 負 債	
		[略]	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
有 形 固 定 資 産		[略]	
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]		(純資産の部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

[割る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品に関する事項

① [略]

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、そ

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
[同左]		[同左] の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 負 債	
		[同左]	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) [同左]

① [同左]

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法につい

の旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔15〕 略〕

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場

ても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～〔15〕 同左〕

(16) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔17〕～〔20〕 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

第3 損益計算書

第 期 （ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フライナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. 略〕

〔第4・第5 略〕

〔17〕～〔20〕 同左〕

〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

第3 損益計算書

第 期 （ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10. ～13. 同左〕

〔第4・第5 同左〕

連結業務報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ～4. 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1. [略]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			

連結業務報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ～4. 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1. [同左]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			

無形固定資産 [略]	使用権資産 [略]	(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ①～⑥ 略
 - ⑦～⑫ [略]
 - ⑬～⑭ [略]
 - ⑮ 金融商品に関する事項

- ① [略]
- ② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
- ③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができ。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

無形固定資産 [同左]	リース資産 [同左]	(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

- (1) [同左]
- (2) [同左]
 - ①～⑥ 同左
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧～⑬ [同左]
 - ⑭～⑮ 同左
 - ⑯ [同左]

- ① [同左]
- ② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができ。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔12〕 略〕

(13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔14〕～〔22〕 略〕

〔2. ～ 4. 略〕

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ・ 8. 略〕

3. （ 年 月 日から ）連結損益計算書
年 月 日まで

〔表略〕

〔7〕～〔12〕 同左〕

(13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔14〕～〔22〕 同左〕

〔2. ～ 4. 同左〕

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ・ 8. 同左〕

3. （ 年 月 日から ）連結損益計算書
年 月 日まで

〔同左〕

(記載上の注意)

[1. ～ 5. 略]

6. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

7. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8. ～10. [略]

4. [略]

別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長)

氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業 務 報 告 書

(記載上の注意)

[1. ～ 5. 同左]

[加える。]

[加える。]

6. ～ 8.

[同左]

4. [同左]

別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長)

氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業 務 報 告 書

目次	頁
[第1～第6 略] (記載上の注意) [1. ～5. 略]	
<u>第1 事業概況書</u>	
第 期(年 月 日から 年 月 日まで)	
[1. ～9. 略]	
10. 有形固定資産	
[表略] (記載上の注意) [1. ・2. 略]	
3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。	
[11. ～15. 略]	
第 期 末 年 月 日現在	
<u>第2 貸借対照表</u> (労働金庫連合会名)	
科 目 金 額	科 目 金 額
(資 産 の 部) 百万円	(負 債 の 部) 百万円
[略]	[略] 其 他 負 債
	[略] リ ー ス 負 債
有 形 固 定 資 産	[略]
[略]	
使 用 権 資 産	
[略]	
無 形 固 定 資 産	

目次	頁
[第1～第6 同左] (記載上の注意) [1. ～5. 同左]	
<u>第1 事業概況書</u>	
第 期(年 月 日から 年 月 日まで)	
[1. ～9. 同左]	
10. [同左]	
[同左] (記載上の注意) [1. ・2. 同左]	
3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。	
[11. ～15. 同左]	
第 期 末 年 月 日現在	
<u>第2 貸借対照表</u> (労働金庫連合会名)	
科 目 金 額	科 目 金 額
(資 産 の 部) 百万円	(負 債 の 部) 百万円
[同左]	[同左] 其 他 負 債
	[同左] リ ー ス 負 債
有 形 固 定 資 産	[同左]
[同左]	
使 用 権 資 産	
[同左]	
無 形 固 定 資 産	

[略]		(純資産の部)	
<u>使用権資産</u>		[略]	
[略]			
[略]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

 [①～⑥ 略]

 [判る。]

⑦～⑩ [略]

 [③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

 ① 賃貸等不動産の状況に関する事項

 ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

 [⑦～⑯ 略]

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

 ① 会計方針に関する情報

 ② リース特有の取引に関する情報

[同左]		(純資産の部)	
<u>リース資産</u>		[同左]	
[同左]			
[同左]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

 [①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

 [③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

 [⑦～⑯ 同左]

(16) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔17〕～〔20〕 略〕

〔2. ～ 5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～ 9. 略〕

第3 損 益 計 算 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

〔17〕～〔20〕 同左〕

〔2. ～ 5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～ 9. 同左〕

第3 損 益 計 算 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 9. 同左〕

〔加える。〕

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. [略]

[第4～第6 略]

別紙様式第 10 号の 2（第 113 条第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

連 結 業 務 報 告 書
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

（労働金庫連合会名）

（所 在 地）

年 月 日

殿

（労働金庫連合会名）

（理 事 長）氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次 頁

[第 1・第 2 略]

（記載上の注意）

[1. ～ 4. 略]

第 1 [略]

第 2 連 結 財 務 諸 表

1. [略]

2. （ 年 月 日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

[加える。]

10. ～13.

[同左]

[第4～第6 同左]

別紙様式第 10 号の 2（第 113 条第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

連 結 業 務 報 告 書
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

（労働金庫連合会名）

（所 在 地）

年 月 日

殿

（労働金庫連合会名）

（理 事 長）氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次 頁

[第 1・第 2 同左]

（記載上の注意）

[1. ～ 4. 同左]

第 1 [同左]

第 2 連 結 財 務 諸 表

1. [同左]

2. （ 年 月 日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>		[略]	
[略]			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

「判る。」

⑦～⑫ [略]

⑬～⑮ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時

価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>		[同左]	
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

⑭～⑯ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔12〕 略〕

(13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔14〕～〔21〕 略〕

〔2. ・ 3. 略〕

4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

5. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔6. ・ 7. 略〕

3. （ 年 月 日から 年 月 日まで ）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔略〕

〔7〕～〔12〕 同左〕

(13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔14〕～〔21〕 同左〕

〔2. ・ 3. 同左〕

4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

5. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔6. ・ 7. 同左〕

3. （ 年 月 日から 年 月 日まで ）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 連結損益計算書 〔表略〕 (記載上の注意) 〔1. ～5. 略〕 <u>6.</u> 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）	(1) 〔同左〕 〔同左〕 (記載上の注意) 〔1. ～5. 同左〕 〔加える。〕
<u>7.</u> リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 <u>8. ～10.</u> 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 連結損益及び包括利益計算書 〔〔(1) 連結損益計算書〕及び〔(2) 連結包括利益計算書〕を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 〔表略〕 (記載上の注意) 〔1. ～6. 略〕 <u>7.</u> 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額	〔加える。〕 <u>6. ～8.</u> 〔同左〕 (2) 〔同左〕 (3) 連結損益及び包括利益計算書 〔〔(1) 連結損益計算書〕及び〔(2) 連結包括利益計算書〕を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 〔同左〕 (記載上の注意) 〔1. ～6. 同左〕 〔加える。〕

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） <u>8.</u> リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 <u>9. ～12.</u> [略] <u>13.</u> 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、<u>12.</u> の注記と併せて記載することを妨げない。 [4. ・ 5. 略]	[加える。] <u>7. ～10</u> [同左] <u>11.</u> 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、<u>10.</u> の注記と併せて記載することを妨げない。 [4. ・ 5. 同左]
備考	表中の「」の記号は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新労働金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号及び別紙様式第十号の二は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新労働金庫法施行規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新労働金庫法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新労働金庫法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新労働金庫法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3 前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する労働金庫又は労働金庫連合会が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。